

宇陀市人推協だよ

宇陀市人権セミナーは、今年度3回実施できました

（人権教育指導者養成講座 主催：宇陀市 共催：宇陀市人推協）

※第1回人権セミナーは、新型コロナウイルス感染防止のため中止しました。

第2回人権セミナー 8月21日（土） 於、宇陀市役所

ハンセン病問題をテーマとして実施しました。主催者による開講挨拶に続いて、DVD「ハンセン病問題を知る ～元患者と家族の思い～」を視聴し、この問題についての基本認識を深め合いました。そのあと、講師に招いた架け橋長島・奈良を結ぶ会 会長 稲葉 耕一さんより講演を受けました。稲葉さんは、ハンセン病が長い間にわたって国全体で隔離政策を行ってきたことと関係して、他の人権問題と比べて、当事者との関わりが持ちにくい側面があり、身近な課題として感じにくい問題であることやハンセン病問題の宇陀における取り組みなどについてふれていただきました。

2008年に宇陀において、奈良県人権・部落解放研究集会が行われた際に、分科会講師として、長島愛生園入所者自治会会長を招いたときのことが紹介されました。この方は宇陀市内に戦友がおられるということで、担当で自宅を探し、60年ぶりに再会を果たすことができ、その折に、「なんで、うちへ泊ってくれへんかったんや」という差別心のない温かい言葉にふれたことがうれしかったというエピソードです。この訪問の帰り道、菟田野岩崎の墓地を訪れ、オヤスさんの墓石に手を合わせておられます。地区外から移り住んできたオヤスさんは、ハンセン病にかかり、療養所へ強制移住させられましたが、その後オヤスさんがこの地に住み、ともに暮らしていたあかしを残そうと、墓石を建立したという岩崎の人びとのやさしさを示す事実が紹介されました。また、宇陀における架け橋美術展のことや大宇陀小学校・野依小学校のハンセン病に関わる長年の取り組みも紹介されました。ハンセン病問題について学ぶよい機会となりました。



第3回人権セミナー 9月30日（木） 於、宇陀市役所

犯罪被害者支援をテーマとして実施しました。講師に招いたのは、公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター 事務局長・支援局長の東元 伸光さんです。講師より簡単な自己紹介がありました。警察官として30数年間勤務、県警本部勤務の折に、犯罪被害者支援に関わる部署に在籍し、この問題に携わってきました。退職ののち、平成31年に、現在の支援センターに入り、現職の頃に関わったこの問題に再び取り組み、現在に至っているとのことでした。

続いて犯罪被害者の置かれている現状についてふれられました。犯罪には、例えば、公職選挙法違反の事例などのように、具体的な被害者がいないようなケースがあるけれど、多くの場合、被害者が存在しています。直接被害としては、命を奪われる、心身を傷つけられる、財産を奪われることなどが考えられます。事件後は多くの場合、被害者を長期にわたって苦しめている現状があります。事件後、被害者に心身の不調をもたらしたり、生活上の様々な問題に直面したりする現状が具体的な内容で紹介されました。

支援センターで扱ったいくつかの支援事例を話されましたが、プライバシー保護の観点から、扱いには配慮いただきたい旨のことわりがなされました。事件報道は、時間が過ぎるにつれ扱われなくなりますが、被害者の苦しみは、時間がたつにつれ、より大きくなっているケースがみられます。場合によっては、何十年にもわたって被害者を精神的に縛っている事案もみられるという現状を受け止めておいてほしいと話されました。

また、犯罪被害者支援のこれまでの経緯、法の整備、被害者給付制度の運用や裁判での被害者参加制度など、被害者支援のための施策などについてふれていただきました。犯罪被害者支援の現状と課題についていねいに学ぶことができました。



第4回人権セミナー 11月6日(土) 於、宇陀市人権交流センター及びその近郊

講師として、現在、奈良芸術短期大学・天理大学の教員で、奈良県立同和問題関係史料センター 前所長の奥本 武裕さんをお迎えし、講話と菟田野地域の人権歴史スポットを巡るフィールドワークを実施しました。

講話では、「部落史の見直し」など部落問題について、学校教育で取り組みをさらに進めるために「部落問題についての教材検討委員会」で協議を重ね、「すべての学校で部落問題学習を」というリーフレットを作成したことにふれました。

「部落史の見直し」についての経緯の中で、この地域の岩崎で確認・調査された史料も大いに寄与していることが伝えられました。

「部落史の見直し」を提起したのは、部落差別を政治権力によって作り出された問題や経済格差の問題と捉えるのではなく、地域社会における部落内外の社会的諸関係の

問題や周辺地域社会から部落に向けられるまなざしや意識の問題として捉える必要があるということをおさえられました。また、地域社会の特質として、肯定的な側面(包摂)と否定的な側面(排除)の両者があることや部落差別が、地域社会における社会的関係の中で生み出されていて、どこに問題がはらんでいるのかを地域社会について考えることで明らかにしていくことができると説明されました。そして、「部落史の見直し」をはじめ、私たちが提起している種々の課題は、すべて部落差別の解消につないでいくためのものであることが確認されました。

講話の後、会場を出て、講師の説明を受けながら、各スポットを巡りました。①芳野川 → ②宇太地区公民館 → ③宇太水分神社 → ④古市場坐恵比寿神社 → ⑤古市場の町並み → ⑥妙覚寺 と訪ねました。

水分神社の祭礼などを通じて、宇陀の地域社会と被差別民衆との関係を学ぶことができました。天候にも恵まれ、郷土の再発見にもつながる研修として、秋の日のひとときを過ごすことができました。



「全国部落調査」復刻版出版事件裁判の判決が出されました(9月27日 東京地裁より)

被差別部落の地名公開「違法」 損害賠償、出版差し止め、ネット削除を認める(一定の勝訴)

この事件は2016年2月に発覚。川崎市の出版社「示現社」は当初、出版物として「全国部落調査」復刻版をネットのサイトを使って売りに出そうとしましたが、差別図書との指摘で裁判所から出版禁止の決定を受けたことから、ネット上にその情報を拡散させました。その後、裁判所からネット削除の決定を受けていますが、一度ネット上に流れ出た差別情報は、加工されるなど、部落の所在地情報などとして拡散し続けています。また、ネット上には、所在地情報だけではなく、部落解放同盟の役員などの名前、住所、電話番号などの個人情報も流されています。部落の地名や所在地情報を不特定多数の者に流すことは明らかに部落差別です。部落解放同盟や役員らが「示現社」側に出版・公開の差し止めや損害賠償を求めて2016年4月の提訴から5年半にわたって裁判闘争が行われてきました。そして、本年9月27日に東京地裁より1審判決が出されました。

判決は、被差別部落の一覧表公表は身元調査を容易にし、部落差別を助長すること、「全国部落調査」復刻版に関し、出版差し止めやネット上でのデータ配布禁止、二次利用の禁止を認めました。また、原告の大部分に関して、「全国部落調査」復刻版のデータ配布や「部落解放同盟関係人物一覧」のデータ配布を理由とする賠償も認めました。

ところが、判決の問題点として、「差別されない権利」の侵害を否定したことや、プライバシーの侵害に関し、無断で氏名公表されたにもかかわらず成立を認めず、現在の住所地・本籍地が掲載された原告のみ救済し、親族の住所地・本籍地や過去の住所地・本籍地が記載された原告の救済を否定しました。また、出版差し止めやネット上でのデータ配布禁止、二次利用の禁止をすべての都道府県に及ぼすのではなく、25の都府県にとどめ、一部を除外しています。判決の不十分さもあり、裁判は控訴され、第2審で継続することになりました。

当面の集会・研修の予定

- 男女共同参画関連テレビ放送 うだチャン(宇陀市政なう)にて 放送期間12月1日(水)~12月10日(金)の10日間
- 12月10日(金)第55回 奈良県人権教育推進協議会 人権問題講演会 13:30~ 於、新庄マルベリーホール(各地区参加要請者)
- 12月24日(金)第55回 平和・解放教育講演会 13:30~ 於、なら100年会館(各地区参加要請者)(8/6の事業より延期)
- 1月12日(水) 奈人推協「新年のつどい」及び理事・事務局長合同会義 13:30~ 於、桜井市立図書館(会長・事務局)
- 2月25日(金) 市人推協 第3回 役員会 19:00~ 於、宇陀市役所(市人推協 役員)
- 3月24日(木) 市人推協 第4回 理事会 19:00~ 於、宇陀市役所(市人推協 役員・理事)